

◆その他書類に対する質問への回答

No.	ページ	資料名	質問	回答
213	-	その他	新設 熱回収施設が竣工するまでの期間、新設 リサイクルセンターの生活用水を既設 焼却施設の生活用水ラインから分岐いただくことは可能でしょうか？	分岐する事は可能ですが、既設の運営に影響なくまた使用量が確認できることを条件とします。なお、工事費用は事業者負担とします。
214	-	その他	「藤ヶ谷清掃センター更新事業 実施方針に対する質問・意見への回答(平成20年5月23日)」は無効とのことですが、当該回答No.112において、「事業終了時の性能確保リスクに既存最終処分場(浸出水処理施設含む)は含まれない」旨の回答を頂いておりましたが、当該回答における考え方は変更されていないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
215	-	その他	平成20年5月23日付実施方針に対する質問・意見への回答No54で、SPCの本店所在地として藤ヶ谷清掃センター所在地を本店所在地として登記することは認めませんとありますが、本店所在地として認めて頂きたくお願い申し上げます。認めて頂けない場合はその理由につき開示頂きたくお願い申し上げます。	藤ヶ谷清掃センター所在地をSPCの本店所在地として登記することは認められません。本施設が行政財産であることにご留意ください。